

「トルコ・シリア地震医療支援金」の税法上の取扱いについて

この度の支援金の税法上の取扱いにつきましては、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。

個人の方は寄附金の控除（所得控除又は税額控除）、法人（医療法人等）の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。

なお、税法上の取扱いについて、詳しくは国税庁のホームページ若しくは管轄税務署等にお問い合わせください。

領収書が必要な方へはご希望に応じて発行いたしますので、別紙2「寄附金領収書発行依頼書」に必要事項をご記入の上、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で日本医師会経理課までお送りください。

なお、領収書のお届けまでは、入金日から2カ月程度かかる見込みとなりますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。

(問い合わせ先)

日本医師会 経理課：

電話：03-3942-6486（直通）